

【観光シティプロモーション推進事業支援業務】

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

令和3年7月

津山市

【観光シティプロモーション推進事業支援業務】

企画提案実施要領

1. 趣旨

本市における滞在型観光のまちづくりを実現し、長期的な交流人口の増加や経済の安定を図るため、国内外の観光客をターゲットに、まちの魅力をPRすることで知名度の向上及び観光誘客を図る。

2. これまでの取り組み

- (1) 本市では平成28年度に観光シティプロモーション戦略を策定し、「からだにいいこと いいとこ 津山たび」をコアコンセプトに、2020年の東京オリンピックに向けて、平成28年、29年は初動期として認知度の向上、平成30年以降は本格誘客期として国内外からの誘客を図り、滞在型観光の創出を目指している。
- (2) 平成29年3月から本市のイメージの一つである「ホルモン」をキーワードに市内の観光資源と掛け合わせ「幸せホルモンあふれる旅。津山市」として認知度向上に取り組んできた。
京阪神地域のJR駅・ショッピングモールのデジタルサイネージやポスターの掲示、人気ユーチューバーとのコラボレーション、Webでの記事広告などのメディアを活用してきた。
- (3) 平成30年度及び31年（令和元年）度は、近年岡山県への来客数が増加している台湾及び旅行意欲の高い国内のF1層をターゲットに、本市の歴史・文化・食をテーマとし、且つ、「一流」「ほんもの」のイメージのプロモーションを行ってきた。
また、台湾での旅行博、ツーリズムEXPOジャパンといった大型観光イベントでのプロモーション及び台湾で人気の雑誌並びにWebサイトを中心とした各種メディアを活用し、「津山さくらまつり」「津山まつり」「もみじまつり」といった本市の観光イベントを中心に誘客を図ってきた。
一方、滞在型観光取り組みの一環として、体験プログラムを造成し体験を通して本市の魅力を発信している。
- (4) 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、台湾を含め海外に向けたプロモーションは行わず、日本航空株式会社とタイアップした国内誘客促進及び情報発信を行った。

3. 業務の概要

- (1) 業務名称
観光シティプロモーション推進事業支援業務
- (2) 業務内容
観光シティプロモーション戦略及び平成31（令和元）年度の流れを引き継ぎつつ、さらなる観光誘客に結び付く具体的な取り組みを行う。
詳細は、別紙仕様書のとおり。
- (3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月21日（月）まで

（4）提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む）

金 3,400千円（消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書（様式4）」を提出する際の総金額（税込）は上記提案上限額を超えてはならない。

（5）実施方式

公募型プロポーザル

（6）主催及び事務局

主催者 津山市

事務局 津山市役所 産業文化部 観光振興課

〒708-8501 岡山県津山市山北520（東庁舎2階）（担当：庄司・大田）

電話 0868-32-2082 ファクシミリ 0868-32-2154

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

（1）国内及び海外におけるプロモーション及びマーケティングの実績があること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

（3）津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示1号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）の期間中でないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公募開始の日から結果通知の日までに上記に該当する場合は参加資格を失うものとする。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（5）津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（6）国税、岡山県税及び津山市税並びに申請者（受託者がいる場合は受託者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。

（7）法人格を有していること。

※基準日：参加申込書等の受理日から提案事業者と委託契約を締結する日まで

5. スケジュール

令和3年7月 2日（金） 予 定：公募開始（市ホームページ）

令和3年7月 9日（金） 午後5時：質問提出締切

令和3年7月16日（金） 予 定：質問への回答

令和3年7月23日（金） 午後5時：一次審査（参加資格）申し込み締切

令和3年7月30日（金） 予 定：一次審査結果についてファクシミリ送信及び郵送
 令和3年8月13日（金） 午後5時：企画提案書等の提出締切
 令和3年8月25日（水） 予 定：二次審査（書類及びプレゼンテーション審査）実施
 令和3年8月31日（火） 予 定：二次審査（書類及びプレゼンテーション審査）結果通知送付

6. 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
1	企画提案実施要領（本書）
2	参加申込書 兼 誓約書（様式1）
3	企画提案書表紙（様式2）
4	営業実績書（様式3）
5	提案価格書（様式4）
6	業務協力契約予定書（様式5）
7	質問書兼意見書（様式6）
8	委任状（様式7）
9	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）
10	優先交渉権者の選考方法（別紙1）
11	提案書記載項目及び評価のポイント（別紙2）
12	仕様書

7. 質問・回答

- (1) 提出方法 「質問書兼意見書（様式6）」によりファクシミリで事務局まで提出すること。なお電話で送受信の確認を必ず行うこと。ファクシミリ以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和3年7月9日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 産業文化部のファクシミリ
ファックス番号 0868-32-2154
- (4) 回答方法 津山市ホームページにて公表
- (5) 回答日時 令和3年7月16日（金）予定

8. 一次審査（参加資格）申し込み

- (1) 提出書類 本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

No.	提出書類	区分	部数
1	参加申込書 兼 誓約書（様式1）	必須	1部
2	営業実績書（様式3）	必須	1部

3	委任状（様式7）※プロポーザルに係る委任	必要に応じて	1部
4	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）	必須	1部
5	法人の国税の納税証明書の写し (その3の3)	必須	1部
6	法人の岡山県発行の県税等の完納証明書	岡山県に課税がある場合のみ	1部
7	法人の津山市発行の市税等の完納証明書	津山市に課税がある場合のみ	1部
8	法人の属する市町村税等の完納証明書	他市町村に課税がある場合のみ	1部
9	登記事項証明書（現在事項証明）の写し	必須	1部
10	印鑑証明書	必須	1部
11	財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	1部

※5～8は申請日から3ヶ月以内に発行されたもの

- (2) 提出方法 提出書類を産業文化部観光振興課へ持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。
なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。
- (3) 提出期限 令和3年7月23日（金）午後5時必着
- (4) 審査結果 令和3年7月30日（金）の予定で審査結果をファクシミリ及び郵送にて通知する。

9. 二次審査（企画提案書の提出）

(1) 提案書の内容

- a. 本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績（海外における実績を含む）など業務提案にあたっての基本的事項を示すこと。
- b. 事業の目的や趣旨、仕様書で求めている下記項目の提案を過去の実績などを踏まえて行うこと。

提案① ターゲット層に向けたWEB広告記事の作成及び発信

「津山シティプロモーション戦略～滞在型観光の創出をめざして～」に基づき、台湾からの観光客及びメディアのニーズを把握したうえで、本市の知名度の向上及び観光誘客を図るために、津山市ならではの魅力が発信できるWEB広告媒体を利用し、台湾での情報発信を行うこと。

詳細は仕様書のとおり。

提案② 魅力発信に向けた小冊子の制作

本市の魅力について視覚情報をメインとして発信し、本市への来訪意欲を高めるような冊子を制作する。

詳細は仕様書のとおり。

提案③ 「彰化扇形車庫」とのタイアップに向けた市場調査及び企画立案

台湾・彰化市にある「彰化扇形車庫」と本市の観光資源である「津山まなびの鉄道館」とのタイアップに向けた市場調査及び企画立案を行うこと。
詳細は仕様書のとおり。

(2) 提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	企画提案書（上記3件の提案を含む） 表紙：「企画提案書（様式2）」1部のみ押印 本編：任意様式 7部	必須	7部
2	企画提案書に関する参考資料 任意の書式で【参考】と明示	任意	7部
3	これまでに携わったプロモーション関係資料	任意	7部
4	提案価格書（様式4）	必須	1部
5	業務協力契約予定書（様式5）	任意	1部

☆本編は企画提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること

☆企画提案書本編にはヘッダーやフッターなどに御社の社名を記入しないこと

(3) 提出期限

令和3年8月13日（金）午後5時まで

10. 二次審査（プレゼンテーション）

実施日 令和3年8月25日（水）を予定

※詳細は参加申込書の提出期限後に、企画提案事業者あてに通知する。

内 容 ①企画提案書の内容について説明を行うこと
②提案内容に関する質疑に答えること

時 間 提案者説明 20分

質疑 20分

※上記の時間には、プレゼンテーションの準備及び片付けの時間も含みます。

出席者 企画提案ヒアリングに出席する者は、最大5名までとする。

機器等 企画提案ヒアリングを行うにあたり、以下の機器は、本市にて準備する。説明用のパソコンはプロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

- ①プロジェクター
- ②スクリーン
- ③プロジェクター用コード

11. 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「観光シティプロモーション推進事業支援業務受託事業者選考審査委員会」（以下、審査委員

会) が「優先交渉権者の選考方法(別紙1)」に基づいて審査し、優先交渉権者の選考を行う。なお、応募業者が1社の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合には選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者には、市と仕様及び価格等を協議した上で、書面にて決定通知を受けることにより受託事業者となる。ただし、市は優先交渉権者と協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある。

(3) 審査結果に対するいかなる異議も申し立てることはできない。ただし、最優秀提案者として決定されなかった応募者は、通知を受けてから7日以内にその理由(審査委員の選考方法、各審査委員の採点等を除く。)について、文書の提出により一度に限り説明を求めることができる。文書の提出に対して市は、文書により回答を行うこととする。

(4) 受託事業者

受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(5) プロポーザルの中止

応募事業者がなかつた場合には、このプロポーザルは中止する。

12. その他

(1) 費用負担

説明会、企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

(2) 業務実施責任者の変更

企画提案書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。

(3) 企画提案書等の著作権等に関する権利について

①優先交渉者となつた事業者の企画提案書等の著作者は、市に提出された企画提案書等の全部又は一部を市が無償で使用(複製、転記、転写又は修正)することに同意するものとする。

②市に提出された企画提案書等の所有権は、市に無償で移転するものとする。

(4) 本事業受託後の成果物の著作権等について

①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、納品を行つた時点で市に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。

(5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

①最優秀提案者名(最優秀提案者以外の者は仮名で公表する)

②評価順位及び点数（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する。点数については、項目ごとの評価点を公表する。）

③見積金額

また後日、提案者全員に郵送により通知する。

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

(8) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

- ① 実施要領等に示した参加資格に適合しない者が行った応募
- ② 参加者の記名及び押印を欠く参加、又は、参加事項を明示しない応募
- ③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- ④ 2通以上の書類提出がなされた応募
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載のある応募
- ⑥ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ プレゼンテーションを欠席した場合
- ⑧ 見積上限額を超えた見積の応募
- ⑨ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合
- ⑩ その他実施要領等において示した条件等、参加に関する条件に違反した応募